

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

訓令	職員 の 駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	五四
告示	指定猟法禁止区域を指定する件	五五
	鳥獣保護区の存続期間を更新する件二件	五五
	特別保護地区を指定する件	五七
	特定猟具使用禁止区域を指定する件二件	五七
	土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件	五九
	土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	五九
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件	六一
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件	六一
	地籍調査の成果について認証した件	六一
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	六一
	道路の区域を変更する件	六二
	道路の供用を開始する件	六三
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	六三
公告	土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件	六九
	落札者を決定した件	六九

福島県訓令第十七号

訓令

本庁機関

出先 機関
職員 の 駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄
職員 の 駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員 の 駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表調査船あづまの運行に関する業務に従事する職員の項中「いわき市小名浜下神白字松下一三番地の二」を「いわき市小名浜字横町三五番地」に改める。

附則
この訓令は、平成二十九年十月二十七日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第六百八十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一	指定猟法の種類 鉛製散弾を使用する猟法	名称及び区域
二	名称及び区域	天王山・泉川指定猟法禁止区域
三	存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで	別紙区域図のとおり（西白河郡泉崎村）
		別紙区域図のとおり（西白河郡泉崎村）
		別紙区域図のとおり（西白河郡泉崎村）

（自然保護課）
（別紙区域図）は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課に備え置いて縦覧に供する。

福島県告示第六百八十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名称	区域
西野鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（東白川郡鮫川村）
奥只見鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（南会津郡檜枝岐村及び南会津郡只見町）
箒平鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡広野町）

二 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 西野鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、東白川郡鮫川村の西北部に位置し、区域内にはコナラやヤマモミジなどを中心とした天然の広葉樹林が広がり、キビタキ、トラツグミ、ベニマシコや、キツネ、タヌキ、ムササビなどの森林性鳥獣が多種多様生息しており、鳥獣において良好な生息環境が形成されている。また、古くから、西野緑の少年団等が、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用している。このため、当該区域を引き続き身近な鳥獣生息地の保護区として指定することにより、多様な鳥獣の保護増殖を図り、さらには、鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に資するものである。

(三) 管理方針

当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

2 奥只見鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、南会津郡只見町の南西部から南会津郡檜枝岐村の北西部に位置し、西は奥只見湖を堺に新潟県魚沼市に接し、梵天ヶ岳、三岩岳、駒ヶ岳等、千五百メートルから二千メートルの稜線と奥只見湖に囲まれた区域で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹を主体に、沢沿いにはサワグルミ、トチノキ、峰筋には、キタゴヨウ、ネズコ、上部には、アオモリトドマツ、コメツガ等の天然林で占められている。

当該区域には、森林生態系の指標種といわれる猛禽類や、ツキノワグマの大型獣類の他、多種の鳥獣の生息が確認されており、豊かな生態系が維持されている区域である。特に大型の鳥獣が高密度で生息が確認されている貴重な生息地となっており、当該区域を保全することが、これらの保護を図る上で重要なものとなる。このため、当該区域を引き続き大規模生息地の保護区として指定することにより、猛禽類をはじめとした当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

当該区域の関係団体等と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

3 箒平鳥獣保護区

鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、双葉郡広野町西部に位置し、いわき市との市町境にある双葉郡広野町で一番高い標高八百五十五メートルの「論山ポッチ」と呼ぶ人もいる無名の山と標高六百八十五メートルの五社山に挟まれ、中央に浅見川が東流している区域である。この区域は、人工林が大半を占めるが、浅見川沿いにはケヤキ、フサクラ等からなる天然の渓谷林が広く分布し、また、五社山には、クリ、コナラ林、モミ林等の天然林が分布している。

河川上流の渓谷は、山地性の水生動物の数、種類が豊富であり、ヤマセミ、カワセミ、ミソサザイ等の河川に生息する鳥類の、採餌の場、休息の場として利用されている。また、その周辺には、クロツグミ、フクロウ、ヤマドリなどの鳥類や、キツネ、ムササビ、アナグマなどの獣類が生息しているほか、猛禽類等の採餌の場として利用されており、豊かな生態系が形成されている。

このため、当該区域を引き続き森林鳥獣生息地の保護区として指定することにより、河川に生息する鳥類をはじめとした当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、鳥獣保護区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県

民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。(自然保護課)

福島県告示第六百九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十九年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。平成二十九年十月二十七日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称	区 域
城山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(福島市)
喜多の郷鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(喜多方市)
相ノ沢鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(相馬郡飯館村)
飯館鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(相馬郡飯館村)
大久三森鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)
四時川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり(いわき市)

二 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 城山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は住宅街の近隣に位置しており、四季を通じて市民の憩いの場になつている。また、絶滅が危惧されているオオタカをはじめとした猛禽類の生息も確認されている。

このため、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

鳥獣にとつて良好な生活環境を維持すべく、自然環境の適切な管理及び育成を継続的に図っていく。

2 喜多の郷鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は「ふれあいパーク喜多の郷」として、道の駅、温泉施設等が設置された公園となつており、市民をはじめ多くの方が訪れる場所となつている。公園内には八方溜池があり、冬場には白鳥をはじめ多くの水鳥が飛来することから、鳥獣の保護を図るとともに、鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡回を実施するなどにより、環境の保持を図り、今後も引き続き水鳥が飛来し、鳥獣誘致の場となるように留意する。

3 相ノ沢鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は、相馬郡飯館村のほぼ中央部に位置し、農用地に隣接した樹林帯であり、多様な鳥類が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 飯館鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は、相馬郡飯館村のほぼ中央部に位置し、農用地に隣接した樹林帯であり、多様な鳥類が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

- 5 大久三森鳥獣保護区
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定区
鳥獣保護区の指定区

当該鳥獣保護区はいわき市にある三森山の東部に位置し、豊かな森林に恵まれ、野生鳥獣の生息に適している。昭和三十七年九月二十八日から鳥獣保護区に指定され、多様な野生鳥獣が生息しており、今後も野生鳥獣の保護繁殖が期待される。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (三) 管理方針
定期的に巡視等を実施するなど、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。
- 6 四時川鳥獣保護区
 - (一) 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 鳥獣保護区の指定目的
当該鳥獣保護区は、いわき市の南部に位置し、豊かな森林に恵まれ、野生鳥獣の生息に適しており、昭和五十三年三月二十八日から鳥獣保護区に指定されている。今後も野生鳥獣の保護繁殖に資することが期待される。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (三) 管理方針
定期的に巡視等を実施するなど、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。
- (「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

(自然保護課)

福島県告示第六百九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十九年十月二十七日

一 名称及び区域

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	区 域
箭平鳥獣保護区特別保護地区	別紙区域図のとおり（双葉郡広野町）

二 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

- 1 特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
- 2 特別保護地区の指定目的
箭平鳥獣保護区のうち双葉郡広野町大字上浅見川字天狗塚地区は、浅見川沿いで地形が開析され、浸食面の岸壁には基岩の露出した箇所が多く、堆積面などには天然の渓谷林が広がりを見せている。当該区域は、急傾斜地が多いことから、比較的人為が加わることには少なく、静ひつで安全な環境にあり、ヤマセミ、カワセミ等の河川に生息する鳥類の良好な生息環境の場が形成されている。

このため、箭平鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を特別保護地区に指定することにより、河川に生息する鳥類を中心とした保護増殖を図り、さらには、当該区域周辺の多様な鳥獣の生活環境の保全に資するものである。

3 管理方針

当該区域の森林所有者や関係機関と連携を図り、特別保護地区指定の趣旨の普及啓発や、定期的な巡視等により適切に管理する。

(「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

福島県告示第六百九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十九年十月二十七日

- 一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

福島県知事 内 堀 雅 雄

二 名称及び区域

名 称	区 域

阿武隈川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市及び伊達市）
赤坂の里森林公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達市）
霊山下小国特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達市）
月舘町農村広場特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達市）
東部ニュータウン特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（郡山市）
浅川町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡浅川町）
金山番沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
久田野・本沼特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
番沢谷中特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
釜子特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
波柳池特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町）
久慈川北特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡棚倉町及び東白川郡塙町）
久慈川南特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡矢祭町及び東白川郡塙町）

湯岐特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（東白川郡塙町）
大森特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（喜多方市）
雷山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡西会津町）
箕輪特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
川桁特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（耶麻郡猪苗代町）
久川特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
高清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
伊南クロスカントリーコース特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
程田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬市）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器
二 名称及び区域

名 称	区 域	域
大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
雫下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
鹿島特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）	
Jヴィレッジ特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡広野町及び双葉郡楡葉町）	
上繁岡特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡楡葉町）	
八石特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡楡葉町）	
上井出特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡楡葉町）	
天神岬スポーツ公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡楡葉町）	
下小墻特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡楡葉町）	

清水特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）

夫沢細谷特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町）

大熊中央台特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）

坂下ダム特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡富岡町）

下条細谷特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）

中川原特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）

葛尾特定猟具使用禁止区域
別紙区域図のとおり（双葉郡葛尾村）

三 存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）
（自然保護課）

福島県告示第六百九十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。
1 指定を解除する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一五番、一六番一及び二〇番の各一部並びに同

市大越町上大越字中平六〇番一、六〇番二(道)、六〇番三、六〇番三先(道)、

六〇番一、六〇番一及び八七番一の各一部で次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していなかった特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

なし

3 講じられた指示措置等

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去(指定を解除する一部の区域は、土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第303号)第五条第一号イに該当しなくなったため、法第六条第一項第二号に該当しないと認められた。)

二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一五番、一六番一及び二〇番の各一部並びに同市大越町上大越字中平八七番一の各一部で次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

セレン及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第六百九十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域

田村市大越町上大越字中平六〇番一、六〇番二(道)、六〇番三、六〇番三先(道)、六〇番一及び六二番一の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合してない特定有害物質(土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類

1 土壌溶出量基準に適合してない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合してない特定有害物質の種類

なし

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第六百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十月二十七日から平成三十年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二一番地の二ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 高橋 富士夫

福島県郡山市日和田町字小原一番地

(変更後) 株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 山 義信

福島県郡山市日和田町字小原一番地

三 変更した年月日

平成二十九年五月十二日

四 届出年月日

平成二十九年十月十二日
届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年十月二十七日から平成三十年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモルフエスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 高橋 富士夫

福島県郡山市日和田町字小原一番地

イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一号

(変更後) 株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 山 義信

福島県郡山市日和田町字小原一番地

イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 平成二十九年五月十二日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十九年十月十二日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール

イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町二番地一

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十月二十七日から同年十一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
- 二 成果の名称

(農村計画課)

福島県告示第七百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 耶麻郡西会津町奥川大字元島字三十筋二二九九の一、二二九九の三、字大石沢二四四五

二から二四五の七まで、二四五の一、二四五の一、二四五の一、二四五の一、二四五の二、二四五の二、奥川大字大綱木字笠木原二二五三五の二八、字幕ノ内二七〇四の一八、字反り二二九七の一、二二二の六、二二二、字下林三三七七、新郷大字富士字柳沢三四三三、三四三八、新郷大字笹川字上松倉六一二〇、字強清水六一二一、六一二二、字白藤六一二二の五一、宝坂大字宝坂字大畑口乙一四四八、野沢字蝉峠内一四二五の二、字岩井沢内一三三八の三、丙一三四一の二、字関根前内二二九九の二、丙一二六五の五、丙一二六五の六、下谷字金山乙二五四九の四二、乙二五四九の三三、乙一七二一の二、乙一七二一七六、乙一七二一七六の二、乙一七二一七六の二、乙一七二一七八の二、乙一七八の二、乙一三三二の一から乙一三三二の三まで、乙一三三二の一、乙一三三二、睦合字横沢甲一二六九の五〇、上野尻字入小蟹沢四一九〇の六、四一九〇の一三、四一九〇の一四、四一九〇の五三から四一九〇の五六まで

- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

奥川大字元島字三十筋二二九九の一、二二九九の三、奥川大字大綱木字笠木原二二五三五の二八、字幕ノ内二七〇四の一八、字反り二二九七の一、二二二の六、二二二、字下林三三七七、新郷大字富士字柳沢三四三三、三四三八、新郷大字笹川字上松倉六一二〇、字強清水六一二二、六一二二、字白藤六一二二の五一、宝坂大字宝坂字大畑口乙一四四八、野沢字関根前内二二九九の二、丙一二六五の五、丙一二六五の六、下谷字今泉乙一一六一、乙一一六一、乙一一六一の二、乙一一七一の二、乙一一七六、乙一一七六の二、乙一一七七の二、乙一一七八の二、乙一一八一の二、乙一三三二の一から乙一三三二の三まで、乙一三三二の一、乙一三四一、睦合字横沢甲一二六九の五〇、上野尻字入小蟹沢四一九〇の六、四一九〇の一三、四一九〇の二三、四一九〇の四四、四一九〇の五三から四一九〇の五六まで

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十九年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市市田人町石住字 神山一〇番五三地从 から	変更前	A 九・七 五四・一	九四一・一
	同 市田人町石住字 神山五七番一地从先 まで	変更後	A 九・七 五四・一	九四一・一
同	同 市田人町石住字 神山五七番一地从先 から	変更後	B 一〇・〇 四九・八	九五六・七
	同 市田人町石住字 神山五七番一地从先 まで	変更後	B 一〇・〇 四九・八	九五六・七

(道路計画課)

福島県告示第七百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十九年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉矢吹線	白河市東釜子字殿田表五八番地先	平成二十九年一〇月二七

から
同 市東釜子字殿田表四六番地
先まで

日

(道路計画課)

福島県告示第七百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
山家老沢	伊達郡国見町大字高城字家老	土石流	次の図のとおり
細蔵沢	同 郡同 町大字大木戸字細蔵	土石流	
東沢	同 郡同 町大字内谷字東	土石流	
垣ノ内	田村郡三春町大字富沢字垣ノ内	土石流	
向山	同 郡同 町大字西方字向山	土石流	
長久保	同 郡同 町大字過足字長久保	土石流	
仲田2	同 郡同 町大字根本字東平	土石流	
猫啼1	石川郡石川町字猫啼	土石流	
谷津1	同 郡同 町大字双里字谷津	土石流	
谷津前	同 郡同 町大字双里字川向	土石流	
借宿	同 郡同 町大字形見字借宿	土石流	

新屋敷	南作	西内1号	江之網3号	代	小田	壺下	関脇	南切立	酸川野	反場	東野	曲久保	久保宿	館	椋窪
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市久之浜町末続字新屋敷	市久之浜町田之網字南作	市久之浜町田之網字西ノ	市久之浜町田之網字江之	いわき市久之浜町久之浜字代	同郡同 町大字蚕養字村中	同郡同 町大字壺楊字壺下	同郡同 町大字関都字関脇	同郡同 町大字関都字南切	同郡猪苗代町大字若宮字酸川	耶麻郡西会津町大字束松字反場	同郡同 村大字四辻新田字東	同郡同 村大字山小屋字曲久	同郡同 村大字南須釜字久保	同郡同 村大字南須釜字館	同郡同 村大字南須釜字椋窪
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

新屋敷1号	同	市久之浜町末続字新屋敷	急傾斜地の崩壊
谷地	同	市大久町大久字下谷地	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

平成二十九年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津南部土地改良区連合
就任した役員
氏名 住所
理事 佐藤 美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲一三五番地
同 井関 征生 会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地
同 成田 幸意 市門田町大字黒岩字若宮一番地
監事 白井 康友 市門田町大字一ノ堰字村西八番地

(農村計画課)

公告第221号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年10月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社伊藤商店機材部 福島県郡山市菜根五丁目21番13号
- 5 落札金額
40,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年8月18日

（入札用度課）